



日常生活圏域の状況

第1 日常生活圏域の設定

介護保険制度では、日常生活圏域を設定して取り組むことが、第3期介護保険事業計画（平成18年度～20年度）から求められています。日常生活圏域の設定は、地域の要介護者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるように、区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して決定します。

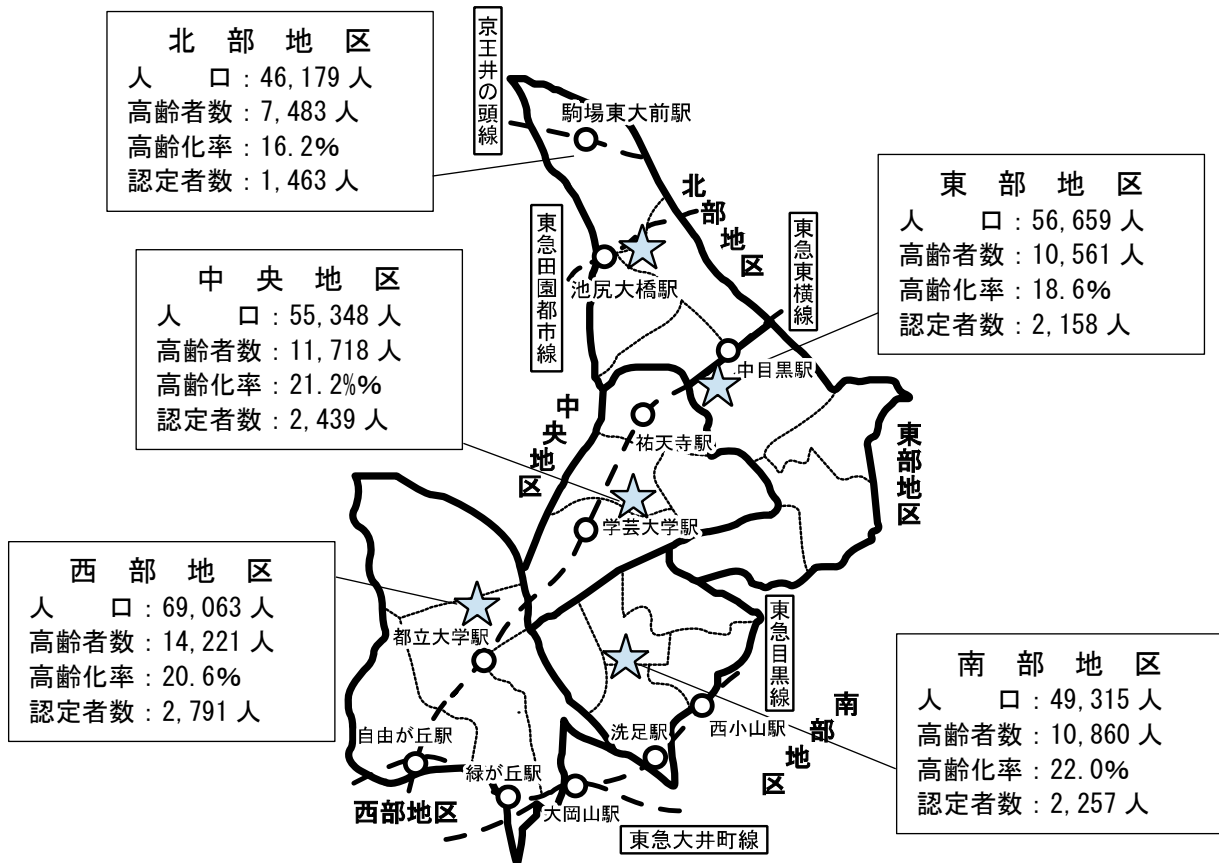
一方、区では、長期計画で住区、地区、全区という3層の生活圏域を設定し、地域づくりを行っています。このうち、第二次生活圏域（主に大人の徒歩による生活領域に相当し、買い物、通学、レクリエーションその他一般的な日常生活をその中で充足することができる区域）である地区ごとに、平成20年度までは地域福祉の行政窓口の拠点として保健福祉サービス事務所を設置し、保健福祉サービスを展開してきた経緯がありました。

そこで、介護保険制度上の日常生活圏域の設定も地区に相当する5圏域とし、保健福祉サービス事務所を地域包括支援センターに統合し、地域包括ケアシステム構築への取組を行ってきました。

第7期介護保険事業計画においても、引き続き地区を日常生活圏域として、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう取組を進めます。

第2 各圏域の状況

1 圏域の面積・人口構成等



地区名 (面積)	該当する町丁目
北部地区 (2.69km ²)	駒場、青葉台、東山、大橋、上目黒1丁目1・6～22番、上目黒2丁目46～49番、上目黒3丁目1～3・6～44番、上目黒5丁目
東部地区 (2.88km ²)	上目黒1丁目2～5・23～26番、上目黒2丁目1～45番、上目黒3丁目4～5番、中目黒1丁目～4丁目、中目黒5丁目1～7・22～23番、三田、目黒1～3丁目、下目黒、目黒本町1丁目
中央地区 (2.65km ²)	上目黒4丁目、中目黒5丁目8～21・24～28番、目黒4丁目、中町、五本木、祐天寺、中央町、碑文谷5～6丁目、鷹番
南部地区 (2.27km ²)	目黒本町2～6丁目、原町、洗足、南1～2丁目、碑文谷1～4丁目
西部地区 (4.21km ²)	南3丁目、平町、大岡山、緑が丘、自由が丘、中根、柿の木坂、八雲、東が丘

2 地域包括支援センターの設置

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、平成 18 年 4 月に地域包括支援センター制度が創設され、各日常生活圏域には地域包括支援センターを設置することとされました。

本区では、地域福祉を担う独自の組織として各圏域に保健福祉サービス事務所を設置していたため、当初、地域包括支援センターは区内 5 か所の各保健福祉サービス事務所に併設し、民間法人への委託により運営することとしました。

平成 21 年 4 月には、この体制を見直し、保健福祉サービス事務所と地域包括支援センターを統合し、機能を拡充した現在の形の地域包括支援センターを設置しました。

このような経緯から、地域包括支援センターは、目黒区では、「すべての区民を対象とした地域包括ケアシステムの地域拠点」と位置づけられており、高齢者のみならず、障害者や子どもの相談支援などにおいても一定の役割を担うものとされています。

現在、地域包括支援センターは、本計画における日常生活圏域でもある 5 つの第二次生活圏域（地区）に 1 か所ずつ設置し、民間法人へ委託して運営しています。また、地域包括支援センターを統括・支援する区の本庁組織として地域ケア推進課が設置され、個別ケースへの対応においては、高齢福祉課が中心となり地域包括支援センターと連携し、適切な行政権限の行使などを行える体制としています。

なお、本区の地域包括支援センターは、他区と比較し各圏域の人口規模が大きいため箇所数が少ない一方、1 か所当たりの職員数は多くなっています。

今後、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に当たって、住民に身近な保健福祉の総合相談支援の窓口として、地域包括支援センターの機能強化が一層求められています。地域の利用者が相談に行きやすく、より身近な地域できめ細やかな支援が可能となるように、開設時間を延長します。また、支所等の設置について検討し、機能を強化した包括支援センターをバックアップする体制について、区の組織改正等も含めて検討を進めます。

3 地域密着型サービスの提供

地域密着型サービスとは、認知症などの課題を抱える高齢者が、介護を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じて提供されるサービスです。区市町村が事業者の指定や指導・監査を行い、利用者は原則としてその区市町村の被保険者に限られます。

地域密着型サービス事業所は、基本的には身近な日常生活圏域ごとに整備を進めることとなっています。ただし、目黒区においては区全域の面積が小規模であること、また、地価が高く事業所整備が比較的困難なことなどから、事業所整備を柔軟に推進するため、地区間の事業所数のバランスに配慮しつつ、日常生活圏域単位によらない整備計画を定めています。

第 5 章

被保険者数等の現状と見込み

第 1 高齢者人口

介護保険事業計画の各年度の被保険者数推計の前提となる人口推計は、平成 27 年度から 29 年度の各年度の 10 月 1 日時点（29 年度は 7 月 1 日時点）の実績を基準として、コーホート変化率法により算出を行いました。

これによれば、高齢化率は今後数年間は 20%前後で推移すると見込まれますが、前期高齢者（65～74 歳）・後期高齢者（75 歳以上）別に見ると、前期高齢者が平成 28 年をピークに減少するのに対し、後期高齢者はその後も増加し続ける見込みとなっています。

【年齢別人口と高齢化率の実績と推計】

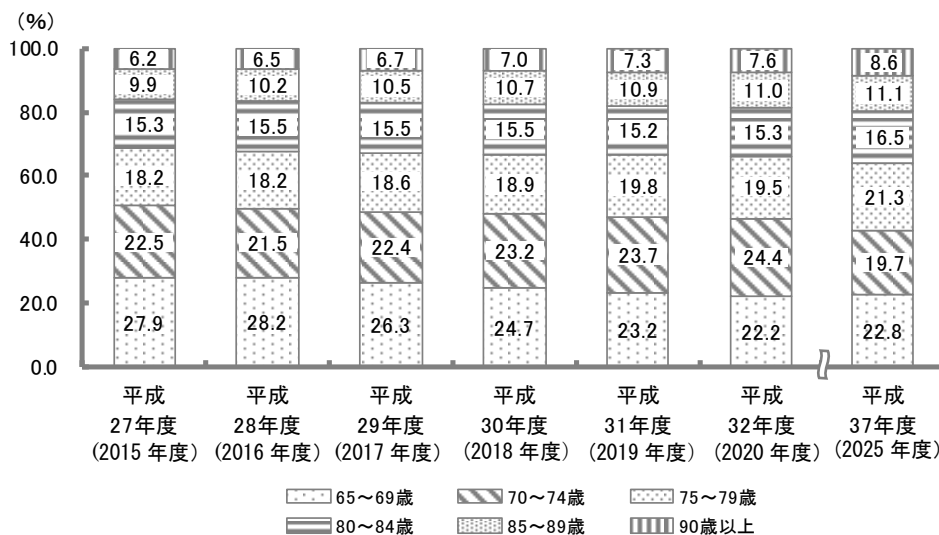
各年度 10 月 1 日現在

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	H32 年度 (2020 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
総人口	271,401	273,579	276,564	278,576	280,984	283,439	295,822
0～39 歳	124,307	124,324	124,719	125,570	126,261	127,034	132,338
40～64 歳	92,926	94,690	97,001	98,232	99,920	101,648	108,548
65～74 歳	27,312	27,077	26,693	26,237	25,688	25,523	23,376
75 歳以上	26,856	27,486	28,149	28,537	29,115	29,234	31,560
高齢化率	20.0%	19.9%	19.8%	19.7%	19.5%	19.3%	18.6%

※住民記録の統計上年齢不詳とされている方がいるため、年齢別の人口の計が総人口と一致しない場合があります

【高齢者の年齢別人口比率の推移】

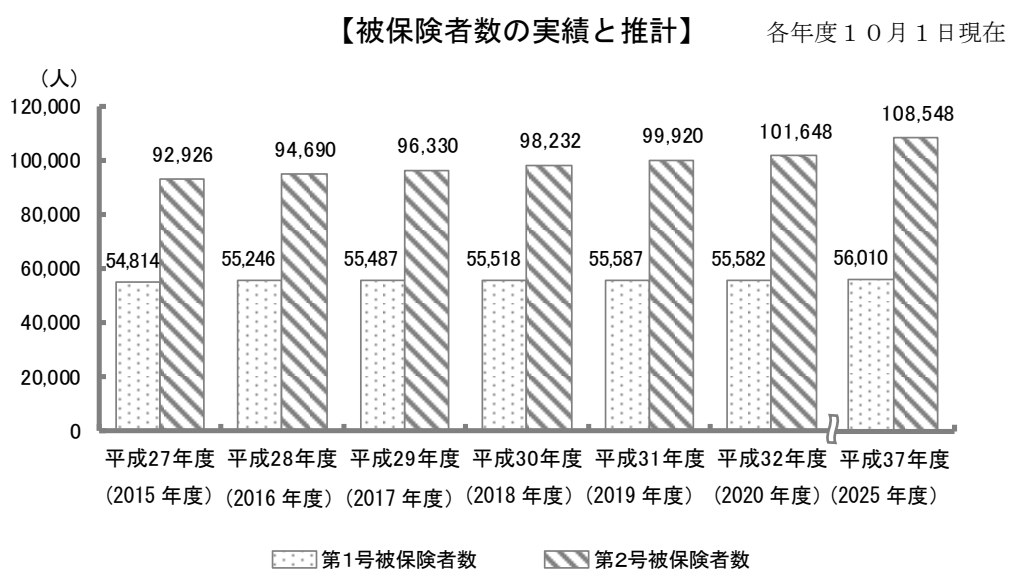
各年度 10 月 1 日現在



第2 被保険者数

第1号被保険者数は高齢者の増加に伴って年々増加しており、今後も引き続き増加が見込まれます。ただし、増加の幅は以前より小さくなっており、小規模に収まっています。

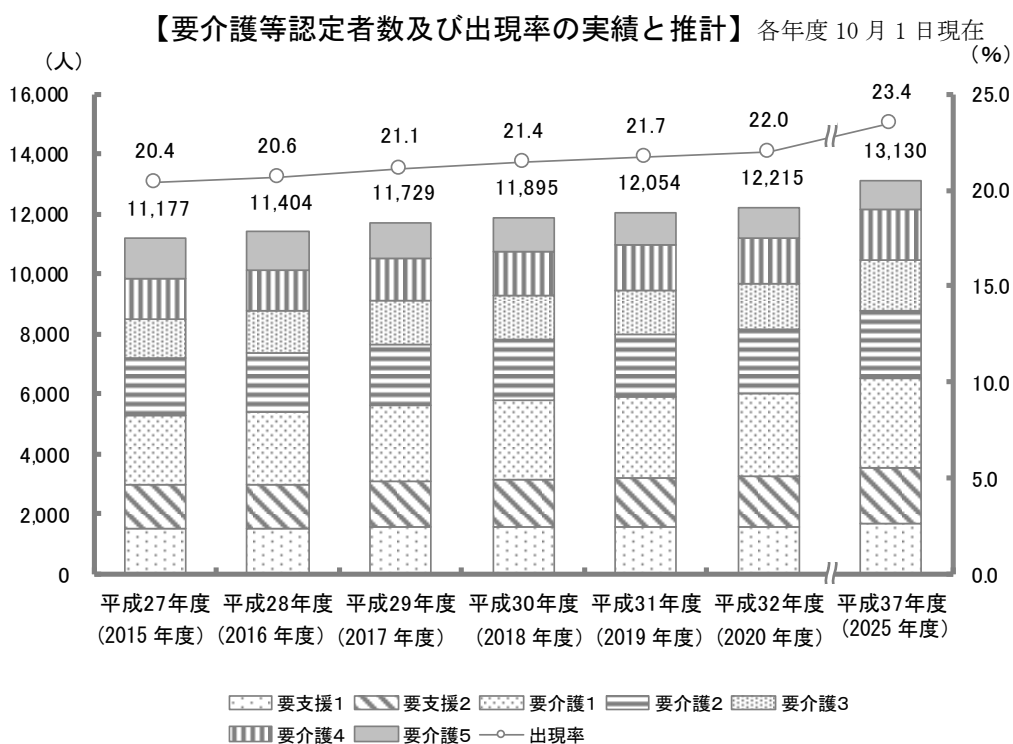
平成30年度～37年度（2018年度～2025年度）の第1号被保険者数の見込みは、コーホート変化率法による人口推計及び住所地特例者等の見込み数を増減して推計しました。



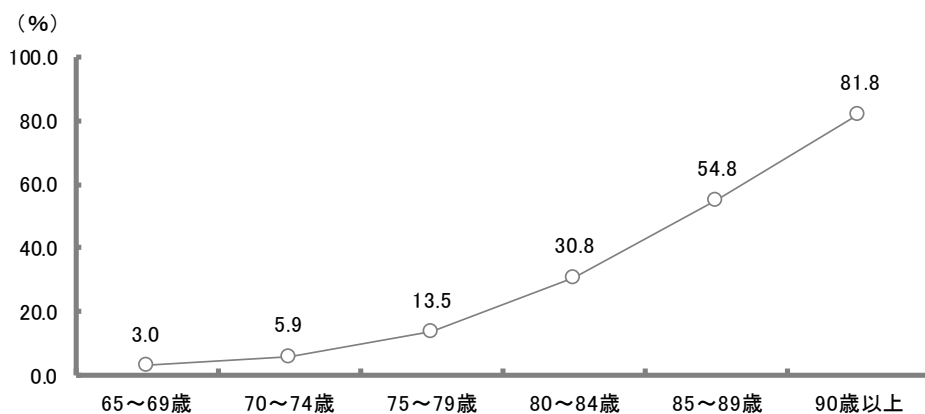
第3 要介護・要支援認定者数

第1号被保険者に占める要介護認定者数の割合（出現率）は、上昇を続けています。これは、年齢が高くなるほど要介護になる確率が高いため、出現率の高い75歳以上被保険者の構成比が年々高くなっていることが要因と考えられます。

平成30年度～37年度（2018年度～2025年度）の要介護認定者数は、コーホート変化率法による人口推計及び被保険者を5歳階層別に区分し、各区分ごとの出現率を勘案して推計しました。



【年齢階層別認定者出現率（平成29年度）】



【平成 27 年度から平成 37 年度までの実績と推計】

各年度 10 月 1 日現在

区分	第 6 期			第 7 期			平成 37 年度 (2025 年度)
	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
住民基本台帳人口	271,401	273,579	276,564	278,576	280,984	283,439	295,822
0～39 歳	124,307	124,324	124,719	125,570	126,261	127,034	132,338
40～64 歳	92,926	94,690	97,001	98,232	99,920	101,648	108,548
65～74 歳	27,312	27,077	26,693	26,237	25,688	25,523	23,376
65～69 歳	15,115	15,362	14,415	13,552	12,716	12,177	12,548
70～74 歳	12,197	11,715	12,278	12,685	12,972	13,346	10,828
75 歳以上	26,856	27,486	28,149	28,537	29,115	29,234	31,560
75～79 歳	9,843	9,916	10,180	10,347	10,860	10,687	11,689
80～84 歳	8,261	8,466	8,504	8,497	8,309	8,380	9,077
85～89 歳	5,368	5,551	5,775	5,862	5,960	6,027	6,082
90 歳以上	3,384	3,553	3,690	3,831	3,986	4,140	4,712
高齢者人口	54,168	54,563	54,842	54,774	54,803	54,757	54,936
高齢化率	20.0%	19.9%	19.8%	19.7%	19.5%	19.3%	18.6%
第 1 号被保険者数	54,814	55,246	55,487	55,518	55,587	55,582	56,010
65～74 歳	27,353	27,133	26,803	26,283	25,734	25,568	23,419
75 歳以上	27,461	28,113	28,684	29,235	29,853	30,014	32,591
75 歳以上の構成比	50.1%	50.9%	51.7%	52.7%	53.7%	54.0%	58.2%
第 2 号被保険者数	92,926	94,690	96,330	98,232	99,920	101,648	108,548
要介護等認定者数	11,177	11,404	11,729	11,895	12,054	12,215	13,130
要支援 1	1,531	1,509	1,591	1,582	1,586	1,591	1,694
要支援 2	1,424	1,466	1,529	1,592	1,638	1,686	1,834
要介護 1	2,315	2,428	2,515	2,607	2,686	2,771	3,025
要介護 2	1,924	1,964	2,035	2,058	2,090	2,120	2,236
要介護 3	1,330	1,395	1,431	1,452	1,484	1,521	1,686
要介護 4	1,327	1,381	1,430	1,457	1,495	1,533	1,686
要介護 5	1,326	1,261	1,198	1,147	1,075	993	969
認定者出現率	20.0%	20.3%	20.7%	21.0%	21.2%	21.5%	22.9%
65～69 歳	2.8%	2.8%	3.0%	3.1%	3.1%	3.2%	3.3%
男	3.0%	3.2%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%
女	2.6%	2.5%	2.9%	3.0%	3.2%	3.3%	3.5%
70～74 歳	6.3%	6.1%	5.9%	5.7%	5.5%	5.3%	5.2%
男	5.9%	5.7%	5.8%	5.7%	5.7%	5.6%	5.6%
女	6.5%	6.4%	5.9%	5.6%	5.3%	5.1%	4.9%
75～79 歳	14.1%	13.5%	13.5%	12.9%	12.5%	12.1%	11.6%
男	12.4%	11.8%	11.4%	10.5%	9.9%	9.3%	8.8%
女	15.3%	14.7%	15.1%	14.6%	14.4%	14.1%	13.8%
80～84 歳	30.5%	30.4%	30.8%	30.7%	30.7%	30.7%	30.6%
男	23.0%	24.1%	24.7%	25.6%	26.4%	27.2%	28.5%
女	34.9%	34.2%	34.5%	33.8%	33.4%	33.0%	32.0%
85～89 歳	54.9%	54.6%	54.8%	54.5%	54.4%	54.2%	55.6%
男	44.1%	44.1%	43.4%	42.7%	42.2%	41.7%	43.4%
女	59.8%	59.6%	60.4%	60.4%	60.6%	60.9%	62.7%
90 歳以上	80.5%	80.7%	81.8%	82.0%	82.4%	83.0%	84.1%
男	66.7%	67.6%	68.6%	68.2%	68.7%	69.2%	69.4%
女	84.9%	84.9%	86.0%	86.5%	87.0%	87.5%	89.5%

※住民記録の統計上年齢不詳とされている方がいるため、年齢別の人口の計が総人口と一致しない場合があります



介護サービス基盤の整備

第1 サービス供給体制の現状

1 区内事業所数の推移

【区内介護保険サービス指定事業所数（各年度末現在）】

	居宅サービス											施設サービス			計
	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
平成 25 年度	60	51	8	14	3	56	3	7	3	13	7	6	2	1	234
平成 26 年度	67	52	8	18	2	60	3	7	3	13	8	6	2	1	250
平成 27 年度	70	53	8	18	2	60	3	7	3	13	8	6	2	1	254
平成 28 年度	69	51	7	20	2	27	3	7	3	13	8	6	2	1	219

	地域密着型サービス										
	介護予防支援	地域密着型通所介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	夜間対応型訪問介護	入居者生活介護	地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)
平成 25 年度	5	—	10	5	2	1	0	0	5	0	28
平成 26 年度	5	—	11	6	3	1	0	0	5	0	31
平成 27 年度	5	—	11	5	3	1	0	0	5	0	30
平成 28 年度	5	37	11	5	4	1	0	0	5	1	69

- ・居宅サービス、地域密着型サービスは介護予防サービスを含みます。
- ・訪問看護、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの数は、みなし指定の医療機関の数を除いています。

2 基盤整備のための取組の状況

地価が高く、事業所整備・運営に適当な物件が少ない目黒区の地域特性等を考慮しながら、民間活力の導入を図るとともに介護サービスを充実させるため、平成12年度に目黒区独自の介護基盤整備補助制度を設けました。

制度創設当初は必要量に対して供給が不足していた通所介護等を対象としていましたが、近年は認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の地域密着型サービスを対象としています。

【地域密着型サービス基盤に係る整備補助実績一覧】

年度	サービス種別	件数	
平成16	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	北部	1
17	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	西部	1
18	夜間対応型訪問介護	全域	1
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	南部	1
23	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	南部	1
24	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	北部	1
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	中央	1
25	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	中央	1
	小規模多機能型居宅介護	中央	1
26	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	中央	1
	小規模多機能型居宅介護	東部	1
	認知症対応型通所介護	東部	1
28	看護小規模多機能型居宅介護	北部	1
	小規模多機能型居宅介護	北部	1
29	小規模多機能型居宅介護	西部	1

第2 サービス供給体制の充実に向けて

1 民間事業者の参入促進

介護保険では、介護サービス種類ごとのサービス見込量を確保する上で必要な事業所や施設を、民間事業者の参入を中心に整備しています。事業者に対し、必要な整備量などについて積極的に情報提供を行い、参入促進を図ります。

2 在宅生活を支える地域密着型サービスの充実

要介護高齢者が在宅生活を継続していくには、本人の心身等の状況に応じたサービスを、身近な地域で選択できることが大切です。

「通い」「訪問」「ショートステイ」を一体的に提供し、認知症等の高齢者の生活を支援する小規模多機能型居宅介護は、在宅生活継続のための重要なサービスです。第6期では、既存区立施設を改修して小規模多機能型居宅介護事業所の整備を行いました。

また、中重度の要介護高齢者が増加する中、医療的ケアを取り込んだ介護サービスのニーズがさらに高くなると見込まれています。在宅生活におけるこうしたニーズに応えるサービスとしては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」などがあります。目黒区においては、平成24年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が5事業所、平成28年度に看護小規模多機能型居宅介護が1事業所整備されました。

第7期においては、これらのサービスの普及啓発を積極に行うとともに、引き続き小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の整備促進を図ります。

また、障害のある高齢者の介護保険利用について、引き続き障害特性に配慮した利用しやすいサービスが提供されるための支援について検討し、共生型サービスが位置づけられたことも踏まえて、介護サービス事業者と障害サービス事業者の連携支援や情報提供を行っていきます。

なお、今回の介護保険法改正により、居宅サービス事業者の指定に対する保険者の関与強化が規定され、小規模多機能型居宅介護等の普及の観点から、地域密着型通所介護が計画で定める見込量に達しているときなどは事業所の指定を拒否できる仕組みが導入されました。しかし、目黒区においては、今後の小規模多機能型居宅介護事業所の整備が早期に多数は見込めないことや、現状で地域密着型通所介護事業所数が利用者数に対して明らかな超過とはなっていないことから、当面は地域密着型通所介護の指定制限は行わないこととしました。

3 特別養護老人ホームの整備

様々なサービスを利用しても在宅生活を継続することが困難な中重度の要介護者が増加する中、特別養護老人ホームは介護離職防止の観点からも重要なサービスです。事業用地の確保が困難なことなどから、目黒区では平成 12 年の区立特別養護老人ホーム開設以来、新規の事業所の開設がありませんでしたが、第 6 期中に、国有地を活用した 1 か所及び中学校跡地を活用した 2 か所の整備支援を進めてきました。

第 7 期中には上記の特別養護老人ホーム 3 か所の開設が予定されています。また、これに併せて老朽化した区立特別養護老人ホーム中目黒の改修を行います。

第 3 主な介護サービスの基盤整備計画

中重度の要介護高齢者のニーズに対応するため、施設・居住系のサービス整備を順次進めるとともに、住み慣れた自宅での生活を継続するための在宅サービスの充実を図ります。

地域密着型サービスをはじめ介護サービスの事業所については、高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域ごとの計画的な整備が求められていますが、現状では、事業用地の確保や事業採算性の問題から、日常生活圏域ごとの整備誘導が困難な状況にあります。

そのため、基盤整備計画においては、事業所が参入しやすいよう、サービス提供区域にできるだけ偏りが生じないように配慮することを前提として、日常生活圏域単位によらず区内全域の整備目標数を示しています。

1 施設・居住系サービス

高齢化が進展し、核家族化が進む中で、目黒区においても一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯がこれまで以上に増加することが見込まれます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の平成 29 年 10 月現在の入所待機者数は 729 名でした。入所希望者の長期待機を解消するために、第 7 期中の開設を目指し、整備費補助や民間活力の活用などにより、新規施設 3 か所の整備支援を行っていきます。併せて、比較的小規模な土地でも整備が可能な地域密着型介護老人福祉施設の整備についても引き続き検討していきます。

平成 27 年の介護保険制度の改正では、介護老人福祉施設について、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図るため、新規

の入所者は原則として要介護 3 以上に限定することとなりましたが、要介護 1 又は要介護 2 の方であっても、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が困難であると認められる場合は、入所が認められています。今後も、入所者の決定については、入所申込者の状況の把握を総合的に行い、公平かつ適正な判断をしていきます。

また、在宅での生活が困難な要介護高齢者の受け皿として、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を引き続き進めます。区内の高齢者人口に対する認知症対応型共同生活介護の利用定員の比率（整備率）は、平成 28 年度末で 0.38%であり、23 区平均と同水準となりましたが、一部未整備の地区もあることから、都に対して認知症高齢者グループホーム重点的緊急整備地域の指定申請を行うなど、整備の強化を図ります。

なお、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）については、積極的な事業所整備は進めず、他の介護施設やサービス付き高齢者向け住宅、都市型軽費老人ホームなどの整備・運営状況を把握した上で必要量等について整理・検討していきます。

また、介護療養型医療施設は廃止・転換期限が平成 29 年度末となっていましたが、平成 29 年 5 月の介護保険法改正により、これまでこの施設が担ってきた「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能とともに、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、介護医療院が創設されることとなり、介護療養型医療施設の経過措置期間が 6 年間延長され平成 35 年度末（2023 年度末）となりました。

【居住系サービス基盤整備予定】

(単位：事業所数、利用定員)

	平成30年3月末見込み			平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合計	備考
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	6 (516人)			1 (84)	0	2 (216)	9 (816人)	ほか、区外契約 施設15か所 (299人)
	圏域別 内訳	北部	3 (282人)					
		東部	1 (44人)					
		中央						
		南部	1 (90人)					
西部	1 (100人)							
介護老人保健施設 (短期入所養護介護含む)	2 (220人)			0	0	0	2 (220人)	
	圏域別 内訳	北部						
		東部	1 (100人)					
		中央	1 (120人)					
		南部						
西部								
介護療養型医療施設 (短期入所療養介護含む)	1 (40人)			0	0	0	1 (40人)	平成35年度末廃止予 定、介護医療院へ転 換
	圏域別 内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
西部	1 (40人)							
特定施設入居者生活介護 (混合型介護付有料老人ホーム)	14 (653人)			0	0	0	14 (653人)	
	圏域別 内訳	北部						
		東部	4 (171人)					
		中央	3 (203人)					
		南部	3 (140人)					
西部	4 (139人)							
特定施設入居者生活介護 (介護専用型有料老人ホーム)	1 (43人)			0	0	0	1 (43人)	
	圏域別 内訳	北部						
		東部						
		中央						
		南部						
西部	1 (43人)							
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	23 (207人)			3※ (27人)	3※ (27人)	3※ (27人)	32※ (288人)	※整備数はユニット数 ※1施設あたり 3ユニット上限
	圏域別 内訳	北部	4 (36人)					
		東部						
		中央	7 (63人)					
		南部	5 (45人)					
西部	7 (63人)							

整備圏域は、事業所の分布に偏りが生じないように配慮します

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護は区内の整備実績及び第7期中の整備計画はありません。
- ・地域密着型介護老人福祉施設は区内の整備実績及び第7期中の整備計画はありませんが、介護老人福祉施設の整備状況を踏まえ今後の整備を検討します。

2 居住系以外の地域密着型サービス

日常生活圏域ごとに地域特性を踏まえながらサービス提供を行う、居住系以外の地域密着型サービスは、急増が見込まれる認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、今後も引き続き整備を促進していく必要があります。

認知症対応型通所介護については、採算性の問題などから、計画どおりに事業所を整備誘導することが難しい状況ですが、今後、在宅の認知症高齢者が更に増加することが確実に見込まれているため、引き続き整備を見込むこととしました。

また、既存の認知症高齢者グループホームを利用した共用型認知症対応型通所介護の検討についても、運営事業者に働き掛けていきます。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護についても、今後の在宅介護において重要なサービスとして整備を見込むこととしました。

なお、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備に当たっては、第7期においては、新規に開設する特別養護老人ホームへの併設を含めて整備を進めていきます。

【居住系以外の地域密着型サービス整備予定】

(単位：事業所数、利用定員)

	平成30年3月末見込み		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合計	備考	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5		0	0	0	各圏域2※	※整備数は1圏域につきサービスを提供する事業所数	
	圏域別内訳	北部						各圏域2※
		東部						
		中央						
		南部						
西部								
小規模多機能型居宅介護	5 (141人)		2 (58人)	1 (29人)	1 (29人)	9 (257人)	整備圏域は、サービス提供地域に偏りが生じないように配慮します	
	圏域別内訳	北部						1 (29人)
		東部						1 (25人)
		中央						1 (29人)
		南部						1 (29人)
西部	1 (29人)							
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29人)		0	0	1 (29人)	2 (58人)	整備圏域は、サービス提供地域に偏りが生じないように配慮します	
	圏域別内訳	北部						1 (29人)
		東部						
		中央						
		南部						
西部								
夜間対応型訪問介護	1		0	0	0	1	1事業所で区内全域を管轄	
	圏域別内訳	北部						1
		東部						
		中央						
		南部						
西部								
認知症対応型通所介護	5 (42人)		1 (12人)	0	2 (24人)	8 (78人)	共用型事業所を含む	
	圏域別内訳	北部						1 (12人)
		東部						1 (12人)
		中央						
		南部						
西部	3 (18人)							
地域密着型通所介護※	35 (473人)		0	0	0	一※ (591人程度)	※事業所数による整備計画・管理は行わない	
	圏域別内訳	北部						3 (47人)
		東部						6 (81人)
		中央						9 (127人)
		南部						11 (150人)
西部	6 (68人)							

・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用定員は登録定員数です

3 その他居宅サービス

ニーズの高い短期入所生活介護については、新規に開設する特別養護老人ホームの整備に伴い整備を進め、提供量の増加に努めていきます。